

令和8年設楽町告示第30号

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月8日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町告示第30号

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱(令和4年設楽町告示第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域金融機関」を「地域金融機関等」に、「融資」を「融資等」に改める。

第4条第1項中「融資額」を「融資額等」に、「2,500万円(融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあつては3,500万円、2倍以上である場合にあつては5,000万円)」を「3,000万円(融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満である場合にあつては4,000万円、3倍以上4倍未満である場合にあつては5,000万円、4倍以上である場合にあつては5,500万円)」に改める。

第8条第1項第2号中「融資額」を「融資額等」に改める。

第9条第3号中「金融機関」を「金融機関等」に、「融資」を「融資等」に改める。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

設楽町長 殿

住 所
事業者名
代表者名

印

設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金交付申請書

設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金の交付を受けたいので、設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 申請額 金 円

3. 補助事業経費総括表

交付対象経費区分（円）				備考
施設整備費	機械装置費	備品費	計	

資金区分（円）					
融資額等	公費による交付額			その他	計
		町補助金	国交付金		

4. 添付書類

- (1) 国が定める地域経済啓蒙創造事業交付金実施計画書
- (2) 補助対象経費の根拠となる見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2を次のように改める。

様式第2（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

設楽町長

印

設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金について、設楽町地域経済啓蒙創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 金 円

3. 補助事業経費総括表

融資額等	資金区分(円)			その他	計
	公費による交付額				
	町補助金	国交付金			

4. 条件

様式第6を次のように改める。

様式第6（第9条関係）

年 月 日

設楽町長 殿

住 所
事業者名
代表者名 印

設楽町地域経済産業創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された設楽町地域経済産業創造事業補助金の交付対象事業について、完了したので、設楽町地域経済産業創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 実績額 金 円

3. 補助事業経費総括表

4. 交付対象経費区分（円）				5. 備考
施設整備費	機械装置費	備品費	計	

資金区分（円）				
融資額等	公費による交付額		その他	計
	町補助金	国交付金		

(注1)仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には「除く税額〇〇〇円」、国交付金〇〇〇円を同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4. 添付書類

- (1) 補助金対象経費の支払いを証明する書類（領収書、振込用紙等）の写し
- (2) 補助金対象経費等にかかる契約書の写し
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等の写し）
- (4) 事業の成果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図・雇用状況等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱（令和4年設楽町告示第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、<u>地域金融機関等から融資等</u>を受けながら取組を行う民間の事業者等に対して、予算の範囲内で設楽町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）及び設楽町補助金等交付規則（平成17年設楽町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の<u>融資額等</u>及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、<u>3,000万円</u>（<u>融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満である場合</u>にあつては<u>4,000万円</u>、<u>3倍以上4倍未満である場合</u>にあつては<u>5,000万円</u>、<u>4倍以上である場合</u>にあつては<u>5,500万円</u>）を上限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請内容の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、申請内容を変更し、又は取り下げしようとするときは、設楽町地域経済循環創造事業補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第4）を町長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資金区分のうち、<u>融資額等</u>を減額しようとするとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、<u>地域金融機関</u> から<u>融資</u>を受けながら取組を行う民間の事業者等に対して、予算の範囲内で設楽町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）及び設楽町補助金等交付規則（平成17年設楽町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の<u>融資額</u>及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、<u>2,500万円</u>（<u>融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満である場合</u>にあつては<u>3,500万円</u>、<u>2倍以上である場合</u>にあつては<u>5,000万円</u>）<u>を上限とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(申請内容の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、申請内容を変更し、又は取り下げしようとするときは、設楽町地域経済循環創造事業補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第4）を町長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資金区分のうち、<u>融資額</u>を減額しようとするとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了した場合は、その日から起算して20日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、設楽町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 金融機関等からの融資等を証明する書類(融資契約書等の写し)
- (4)・(5) (略)

様式第1(第5条関係)

様式第1(第5条関係)

年 月 日

設楽町長 殿

住 所
事業者名
代表者名
印

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

設楽町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 申請額 金 円

3. 補助事業経費対照表

交付対象経費区分(円)				備考
施設整備費	機材整備費	備品費	計	

融資額等	資金区分(円)				計
	公費による交付額		その他	計	
	町補助金	国交付金			

4. 添付書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実績報告書
- (2) 補助対象経費の限額となる見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了した場合は、その日から起算して20日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、設楽町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 金融機関等からの融資等を証明する書類(融資契約書等の写し)
- (4)・(5) (略)

様式第1(第5条関係)

様式第1(第5条関係)

年 月 日

設楽町長 殿

住 所
事業者名
代表者名
印

設楽町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

設楽町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、設楽町地域経済循環創造事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 申請額 金 円

3. 補助事業経費対照表

交付対象経費区分(円)				備考
施設整備費	機材整備費	備品費	計	

融資額	資金区分(円)				計
	公費による交付額		その他	計	
	町補助金	国交付金			

4. 添付書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実績報告書
- (2) 補助対象経費の限額となる見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第2 (第6条関係)

様式第2 (第6条関係) 第 年 月 日 号

様 設法町長 印

設法町地域経済振興創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった設法町地域経済振興創造事業補助金について、設法町地域経済振興創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 金 円

3. 補助事業経費対称表

融資額等	資金区分 (円)				計
	公費による交付額		その他		
	町補助金	国交付金			

4. 条件

様式第2 (第6条関係)

様式第2 (第6条関係) 第 年 月 日 号

様 設法町長 印

設法町地域経済振興創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった設法町地域経済振興創造事業補助金について、設法町地域経済振興創造事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 事業名

2. 交付決定額 金 円

3. 補助事業経費対称表

融資額等	資金区分 (円)				計
	公費による交付額		その他		
	町補助金	国交付金			

4. 条件

様式第6 (第9条関係)

様式第6 (第9条関係) 年 月 日

設法町長 殿 住所 事業者名 代表者名 印

設法町地域経済振興創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された設法町地域経済振興創造事業補助金の交付対象事業について、完了したので、設法町地域経済振興創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 実績額 金 円

3. 補助事業経費対称表

4. 交付対象経費区分 (円)				5. 備考
施設整備費	機械器具費	備品費	計	

融資額等	資金区分 (円)				計
	公費による交付額		その他		
	町補助金	国交付金			

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを記載し、備考欄には「除く税額〇〇〇円」、国交付金〇〇〇円を同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第6 (第9条関係)

様式第6 (第9条関係) 年 月 日

設法町長 殿 住所 事業者名 代表者名 印

設法町地域経済振興創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された設法町地域経済振興創造事業補助金の交付対象事業について、完了したので、設法町地域経済振興創造事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 実績額 金 円

3. 補助事業経費対称表

4. 交付対象経費区分 (円)				5. 備考
施設整備費	機械器具費	備品費	計	

融資額等	資金区分 (円)				計
	公費による交付額		その他		
	町補助金	国交付金			

(注1) 仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを記載し、備考欄には「除く税額〇〇〇円」、国交付金〇〇〇円を同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4. 添付書類

- (1) 補助金対象経費の支払いを証明する書類（領収書、振込用紙等）の写し
- (2) 補助金対象経費等にかかる契約書の写し
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等の写し）
- (4) 事業の結果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図・雇用状況等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

4. 添付書類

- (1) 補助金対象経費の支払いを証明する書類（領収書、振込用紙等）の写し
- (2) 補助金対象経費等にかかる契約書の写し
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等の写し）
- (4) 事業の結果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図・雇用状況等）
- (5) その他市長が必要と認める書類